

独立行政法人国立女性教育会館の業務運営に関する計画（平成28年度）

平成28年3月31日
文部科学大臣へ届け出

独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第三十一条の規定により、独立行政法人国立女性教育会館中期計画（平成28年3月31日文部科学省大臣認可）に基づき、平成28年度の業務運営に関する計画を次のとおり定める。

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 男女共同参画社会の実現に向けた人材の育成・研修の実施

(1) 女性活躍推進のためのリーダーの育成

①地域における男女共同参画推進リーダー研修〈女性関連施設、地方自治体、団体〉

- ・地方公共団体や男女共同参画センター、女性団体等、地域において女性の活躍や男女共同参画を推進するリーダー等を対象に、女性の活躍推進や男性中心型労働慣行の变革を促すために必要な専門的知識、マネジメント能力、ネットワーク力を養うことを目的として、実践的な研修を実施する。
- ・研修終了後、90%以上の研修参加者からの満足の評価、45%以上からの高い満足の評価を得る。
- ・研修効果を的確に把握し、研修内容の改善を行うためフォローアップ調査を実施し、研修内容がその後の取り組みに役立っているかについて、80%以上からの肯定的な回答を得る。

②学習オーガナイザー養成研修

- ・女性関連施設職員など研修を企画・実施する立場にある地域のリーダーを対象に、力量の形成と資質の向上を目的として、喫緊の課題、学習方法、評価の視点など事業実施上必要とされる知見を身につけるための研修を実施する。
- ・研修終了後、90%以上の研修参加者からの満足の評価、45%以上からの高い満足の評価を得る。
- ・研修効果を的確に把握し、研修内容の改善を行うためフォローアップ調査を実施し、研修内容がその後の取り組みに役立っているかについて、80%以上からの肯定的な回答を得る。

③企業を成長に導く女性活躍促進セミナー

- ・企業の管理職、人材育成推進者、チームリーダーを対象に、長時間労働や転勤を前提とする男性中心型労働慣行の見直しをはじめとする職場の意識改革を目的として、ダイバーシティーの本質や社員がその能力を最大限に発揮できる環境作りについて学習する研修を実施する。
- ・研修終了後、90%以上の研修参加者からの満足の評価、45%以上からの高い満足の評価を得る。
- ・研修効果を的確に把握し、研修内容の改善を行うためモニター調査を実施し、研修内容がその後の取り組みに役立っているかについて、80%以上からの肯定的な回答を得る。

④男女共同参画推進フォーラム

- ・行政、大学、企業等の担当者及び女性団体やNPOのリーダー等を対象に、課題の共有と課題解決の方策に協働して取り組むことを目的として、分野を越えて横断的に情報を共有し、ネットワークの構築を行うための研修を実施する。
- ・研修終了後、90%以上の研修参加者からの満足の評価、45%以上からの高い満足の評価を得る。
- ・研修効果を的確に把握し、研修内容の改善を行うためフォローアップ調査を実施し、研修内容がその後の取り組みに役立っているかについて、80%以上からの肯定的な回答を得る。

(2) 次代を担う女性人材の育成

①女子中高生夏の学校2016 ～科学・技術・人との出会い～

- ・女子中高生を対象に、研究者・技術者、理工系大学生との交流や実験実習を通して、理系への関心を深めることを目的として、合宿形式の体験型プログラムを実施する。また、女子中高生の進路選択に強い影響力をもつ保護者、教員を対象としたプログラムも併せて実施する。
- ・研修終了後のアンケートで、95%以上の研修参加者からの満足の評価、80%以上からの高い満足の評価を得る。
- ・研修終了後のアンケートで、研修内容がその後のキャリア形成に役立つかについて、80%以上からの肯定的な回答を得る。

②女子大学生キャリア形成セミナー

- ・女子大学生を対象に、将来活躍しうる女性人材の育成を目的として、職業をもつ意義、経済的自立の精神、社会や組織のリーダーとなる志などを伝えることを目的として、キャリア開発研修を実施する。
- ・研修終了後のアンケートで、95%以上の研修参加者からの満足の評価、80%以上からの高い満足の評価を得る。
- ・研修終了後のアンケートで、研修内容がその後のキャリア形成に役立つかについて、80%以上からの肯定的な回答を得る。

(3) 困難な状況に置かれている女性を支援するための人材の育成

女性関連施設相談員研修

- ・男女共同参画センター等において、ドメスティックバイオレンスや貧困などの困難な状況に置かれている女性を支援する人材を対象に、専門的知識・技能の向上を目的とした研修を実施する。
- ・研修終了後、90%以上の研修参加者からの満足の評価、45%以上からの高い満足の評価を得る
- ・研修効果を的確に把握し、研修内容の改善を行うためフォローアップ調査を実施し、研修内容がその後の取り組みに役立っているかについて、80%以上からの肯定的な回答を得る。

(4) 教育分野における女性参画拡大に向けた取組

大学等における男女共同参画推進セミナー

- ・大学等の高等教育機関における女性の活躍推進・男女共同参画の推進担当者を対象に、組織や労働環境、学生に対するキャリア教育の見直しや、参加者同士のネットワークの構築を図ることを目的として、実践的な研修を実施する。
- ・研修終了後、90%以上の研修参加者からの満足の評価、40%以上からの高い満足の評価を得る。
- ・研修効果を的確に把握し、研修内容の改善を行うため、モニター調査を実施し、研修内容がその後の取り組みに役立っているかについて、80%以上からの肯定的な回答を得る。

2 男女共同参画社会の実現に向けた基盤整備のための調査研究の実施

(1) 男女共同参画統計に関する調査研究

- ・男女の置かれている状況を客観的に把握するための統計の充実を目指し、分野ごとの内容とデータの提供方法について検討する。
- ・調査研究を活用した研修資料等を作成し、研修参加者の85%以上からの有用の評価、40%以上からの高い有用の評価を得る。

(2) 男女の初期キャリア形成と活躍推進に関する調査研究

- ・企業における若年層の初期キャリアに関して、男女間の意識の差や女性が直面する問題について実証的に検証する。
- ・平成28年度は追跡調査（第2次調査）を実施する。
- ・調査研究を活用した研修資料等を作成し、研修参加者の85%以上からの有用の評価、40%以上からの高い有用の評価を得る。

(3) 女性教員の活躍推進に関する調査研究

- ・女性教員の管理職登用に向けた課題分析及び教員を対象とする男女共同参画・女性活躍の視点を踏まえた研修プログラム開発に資する調査研究を実施する。
- ・平成28年度は先行研究から課題を明らかにし、調査票を作成する。

(4) eラーニングによる教育・学習支援に関する調査研究

- ・放送大学と連携してオンライン講座のプログラムを作成・運用するとともに、会館独自のeラーニングプログラムの在り方について検討する。
- ・平成28年度は放送大学と連携した女性のキャリアデザインに関するオンライン講座を開発・運用するとともに、eラーニングを活用した教育・学習支援の在り方について検討を行う。

3 男女共同参画推進のための広報・情報発信

(1) 女性の活躍推進等に資する情報の一元化・発信

① 情報資料の収集・整理・提供

女性教育情報センター利用者に資料等を提供するとともに、女性情報ポータル及びデータベースを整備充実し、広く国民に対して情報発信を行う。

② ポータルとデータベースの整備充実

データベース化件数は、年間 26,000 件以上、アクセス件数は年間 35 万件を達成する。

③ 図書のパッケージ貸出

男女共同参画センターや大学等に、女性の活躍推進や男女共同参画社会の形成を目指した様々なテーマに応じた図書をパッケージ化し、年間 30 か所以上への貸出を行う。

④ NWE C 実践研究の発行

女性のエンパワーメント、男女共同参画の推進に関する研究報告、女性関連施設や女性団体の実践活動等を掲載する「NWE C 実践研究」を発行する。

(2) 男女共同参画等に関する歴史的資料の収集・保存の推進

① 女性アーカイブ機能の充実と全国的女性アーカイブとのネットワークの強化

- ・ 男女共同参画に関連する歴史的な資料について、外部有識者の意見を参考にしつつ、収集・保存のための方針に基づいて全国から収集し保存する。女性に関する史・資料を新たに年間千点以上収集する。
- ・ 展示室への入室者数は、年間 1 万人以上を達成する。
- ・ アーカイブ企画展において年間 5 機関以上との連携を行う。

② 女性情報アーキビスト養成研修

- ・ 女性関連施設職員、図書館職員、地域女性史編纂関係者などの実務担当者を対象に、女性アーカイブの保存や整理に必要な実技等の習得を目的として、実践的な研修を実施する。
- ・ 女性アーカイブに関する研修を 36 名以上に提供し、研修参加者の 90% 以上からの満足の評価、65% 以上からの高い満足の評価を得る。
- ・ 研修効果の普及状況を的確に把握するためフォローアップ調査を実施し、次回の研修内容の改善のために活用する。

(3) より多様な主体への積極的な広報活動の充実・強化

広報活動の充実・強化

- ・ ホームページ改訂や SNS、メールマガジンによる情報発信内容の充実など広報活動の充実・強化を図る。
- ・ 多様な場で男女共同参画に関する研修等が実施されるよう、会館で実施する研修や取組について、地方公共団体や男女共同参画センターのみならず、企業や大学を始めとした教育機関等に対しても、情報発信やプログラムの提供等を行う。ホームページへのアクセス件数を 36 万件以上達成する。
- ・ SNS への記事掲載件数を年間 100 件以上とする。

4 男女共同参画の推進に向けた国際貢献

(1) アジア地域における男女共同参画推進のための人材育成

アジア地域における男女共同参画推進リーダーセミナー

- ・ アジア地域において男女共同参画の政策策定及び政策提言を行う立場にある行政担当者、NGO のリーダーを対象に、女性の能力開発に係る課題解決の方策を検討する実践的なセミナーを実施する。
- ・ 毎年度研修参加者の 90% 以上からの満足の評価、80% 以上からの高い満足の評価を得る。
- ・ 研修成果の効果的な普及に向けて、80% 以上から、本国に帰ってから取組を進める上で

有用であるという評価を得る。

(2) 国際的課題への対応

① NWE C グローバルセミナー

- ・女性活躍推進、男女共同参画に関わる研究者、地方公共団体や男女共同参画センター、女性団体の職員等を対象に、女性の人権やエンパワーメントに係る課題について理解を深めることを目的として、海外の専門家を招へいするセミナーを開催する。
- ・男女共同参画の推進に資する先進事例や、国際社会の動向を紹介し議論し、参加者の85%以上からの満足の評価、40%以上からの高い満足の評価を得る。

② 課題別研修「アセアン諸国における人身取引対策協力促進セミナー」

- ・国際協力機構（JICA）がアセアン諸国で実施する人身取引対策プロジェクトに関連して、人身取引対策に携わるアセアン諸国関係者を対象としたワークショップ型研修を3年計画で実施する。

③ 国際会議等で得た情報の発信

- ・国際会議等で得た情報を国内に発信するための報告会を実施し、参加者の85%以上からの満足の評価、40%以上からの高い満足の評価を得る。

5 横断的に取り組む事項

(1) 国内外の関係機関との連携強化、ネットワークの構築

① 関係府省との連携強化、ネットワークの構築

関係府省との意思疎通と情報共有を図ることによって、連携して事業を行うとともに、「国立女性教育会館運営委員会」を有識者や関係府省から意見を聞く場として活用する。

② 関係機関との連携・協働

年間24機関以上との共同で研修事業等に取り組み、連携によるより効果的な事業を実施する。

(2) eラーニングによる教育・学習支援の推進

eラーニングによる教育・学習支援の推進

- ・これまで会館が主催する研修等に直接参加する機会がなかったリーダーや地理的理由等から直接の参加が困難な国民を対象に、eラーニングによる教育・学習支援を行う。
- ・会館で実施した研修内容を、オンデマンドで年間3件以上発信する。
- ・オンライン講座の教育・学習支援プログラムについて、放送大学と連携して、開発した入門編を運用し、広く提供するとともに、新たに展開編のカリキュラムを開発する。

II 業務運営の効率化に関する事項

1 組織体制の見直し

PFIの導入により施設運営に従事していた人的資源を女性活躍促進等の政策課題に対応した事業等に投入する。

2 人件費・管理費等の適正化

- ・人件費については、国家公務員の給与水準に準拠し、役職員給与の適正化に取り組む。
- ・関係機関・団体との連携による経費等の削減に努める。

- ・平成 28 年度は、一般管理費（公租公課、人件費相当額を除く。）については、平成 27 年度と比して 3%以上、業務経費（公共施設等運営事業等関係経費を除く。）については平成 27 年度と比して 1 %以上の効率化を図る。

3 取引関係の適正化

政府における調達等合理化の取組を踏まえた契約の見直しを行う。

4 間接業務等の共同実施

国立特別支援教育総合研究所、国立青少年教育振興機構、教員研修センターと共同した間接業務等の実施に当たっては、費用対効果等を検証しつつ行う。

5 業務改革の取組の徹底

政府の業務改革に関する方針に準じ、費用対効果も含めて業務運営の効率化について検討する。

6 予算執行の効率化

独立行政法人会計基準の改訂等により、運営費交付金の会計処理として、業務達成基準による収益化が原則とされたことを踏まえ、収益化単位の業務ごとに予算と実績を管理する体制を構築する。

III 財務内容の改善に関する事項

1 自己収入の拡大

(1) PFI 事業による運営権対価等の確保

- ・PFI 事業の導入による運営権対価を得ることにより、安定した自己収入を確保する。
- ・PFI 事業の経常収益のプラスを目指して、PFI 事業者と協力して施設利用を促進する。

(2) 外部資金の積極的導入

科学研究費補助金等の申請や、国・企業等からの受託事業の積極的な受入れを行い、外部資金を確保する。

IV その他業務運営に関する重要事項

1 予算

別紙 1 のとおり

2 収支計画

別紙 2 のとおり

3 資金計画

別紙 3 のとおり

4 適切な法人運営体制の充実

(1) 内部統制の充実

- ・理事長のリーダーシップのもと、運営会議や職員研修等を通じて会館が担う役割や課題等の情報を職員が共有する。
- ・所要の規則等を整備し、ガバナンスの保持、コンプライアンスの遵守等内部統制を充実する。

- ・内部規定を必要に応じて見直し、内部統制・リスク管理の充実及び監事による監査機能を強化する。また、監事による監査及び会館が自ら行うモニタリングの結果を業務に反映させ、内部統制等の継続的な見直しを図る。

(2) 組織・人事管理の適正化

- ①配置転換や人事交流により、組織の活性化を図るとともに、職員の資質を向上させるための研修を実施し、他機関の実施事業等への職員の参加を促す。
- ②客員研究員の活用体制を工夫し、職員との連携のもと、充実した体制とする。

5 PFI 事業の適切な実施のための監視・協力

- ①利用者へのサービス水準の向上や適切な運営体制等、PFI 事業に係る契約内容が着実に実施されているかについてモニタリングを行う。
- ②宿泊施設を含む施設利用率の向上のため、関係各省庁や地方公共団体等が主催する事業等での広報資料等の配布依頼を行うとともに、PFI 事業者が実施する利用拡大の取り組みに協力する。
- ③宿泊施設の利用率については 42%、研修施設の利用率については 52%を目指し、施設全体の利用率として 47%を達成する。

6 情報セキュリティ体制の充実

政府の情報セキュリティ対策のための統一基準等を踏まえ、情報セキュリティ・ポリシーを適宜適切に見直すとともに、これに基づき情報セキュリティ対策を講じる。また、対策の実施状況を毎年度把握し情報セキュリティ体制の改善を図る。

7 長期的視野に立った施設・設備の整備

- ・長期的視点に立った安心・安全な研修環境の維持のための施設改修、設備更新を計画的に進める。

(以上)

平成28年度計画予算

(単位:百万円)

区 別	研 修 関係事業	調査研究 関係事業	広報・情報発信 関係事業	国際貢献 関係事業	公共施設等運営事業 関係事業	受託事業	共 通	合 計
収入								
運営費交付金	94	20	34	11	107		258	524
施設整備費補助金							138	138
運営権対価等収入			1		39		7	47
受託収入						1		1
計	94	20	35	11	146	1	403	710
支出								
業務経費								306
うち研修関係経費	94							94
うち調査研究関係経費		20						20
うち広報・情報発信関係経費			35					35
うち国際貢献関係経費				11				11
うち公共施設等運営事業関係経費					146			146
施設整備費							138	138
受託経費						1		1
一般管理費							265	265
計	94	20	35	11	146	1	403	710

[人件費の見積り]

平成28年度は187百万円を支出する。

但し、上記の額は、役員報酬並びに職員基本給、職員諸手当、超過勤務手当、退職者給与及び国際機関派遣職員給与に相当する範囲の費用である。

[運営費交付金の算定ルール]

別紙のとおり

平成28年度収支計画

(単位:百万円)

区 別	研 修 関係事業	調査研究 関係事業	広報・情報発信 関係事業	国際貢献 関係事業	公共施設等運営事業 関係事業	受託事業	共 通	合 計
費用の部								
経常費用	94	20	35	11	146	1	324	631
業務費								
うち研修関係経費	94							94
うち調査研究関係経費		20						20
うち広報・情報発信関係経費			35					35
うち国際貢献関係経費				11				11
うち公共施設等運営事業関係経費					146			146
うち受託事業経費						1		1
一般管理費							320	320
減価償却費							4	4
								-
財務費用								-
臨時損失								-
収益の部								
運営費交付金収益	94	20	34	11	107		254	520
運営権対価等収入			1		39		7	47
受託収入						1		1
施設費収益							59	59
寄附金収益								
資産見返運営費交付金戻入							3	3
資産見返物品受贈額戻入							1	1
純利益								
目的積立金取崩額								
総利益								

[注記]

当該法人における退職手当については、独立行政法人国立女性教育会館役員退職手当規程及び独立行政法人国立女性教育会館職員退職手当規程に基づいて支給することとし、毎事業年度に想定される全額を運営費交付金に加算する。

平成28年度施設・設備に関する計画

施設・設備の内容	予定額(百万円)	財源
機能性向上改修 排水処理施設緊急改修工事	138	施設整備費補助金 (平成27年度繰越分)
計	138	

[注記]

金額については見込みである。

なお、上記のほか、業務の実施状況等を勘案した施設整備が追加されることがあり得る。また、施設・設備の老朽度合等を勘案した改修(更新)等が追加される見込みである。

別紙

1. 運営費交付金の算定ルール

毎事業年度に交付する運営費交付金(A)については、以下の数式により決定する。

$$A(y)=P(y) + R1(y) + R2(y) + \varepsilon (y) - B(y)$$

A(y): 当該事業年度における運営費交付金

$\varepsilon (y)$: 特殊業務経費。施設・設備の改修工事、事故の発生等の事由により時限的に発生する経費であって、運営費交付金算定ルールに影響を与えうる規模の経費。
各事業年度の予算編成過程において、当該経費を具体的に決定。

1) 人件費

毎事業年度の人件費(P)については、以下の数式により決定する。

$$P(y)=P(y-1) \times \sigma(\text{係数}) \times \theta(\text{係数})$$

P(y): 当該事業年度における人件費。P(y-1)は直前の事業年度におけるP(y)。

σ : 人件費調整係数。各事業年度予算編成過程において、給与昇給率、給与改善率等を勘案し、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

θ : 人件費効率化係数。各事業年度予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

注) 当該法人における退職手当については、独立行政法人国立女性教育会館役員退職手当規程及び独立行政法人国立女性教育会館職員退職手当規程に基づいて支給することとし、毎事業年度に想定される金額を運営費交付金に加算する。

2) 業務経費

毎事業年度の管理経費の業務費(R1)及び事業経費の業務費(R2)については、以下の数式により決定する。

$$R1,2(y)=R1,2(y-1) \times \beta(\text{係数}) \times \gamma(\text{係数}) \times \alpha 1,2(\text{係数})$$

R1,2(y): 当該事業年度における業務経費。R1,2(y-1)は直前の事業年度におけるR1,2(y)。

β : 消費者物価指数。各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

γ : 業務政策係数。自己収入に見合う支出を勘案し、また、研究開発の場合には、計画期間中の初期に大きな投資が必要であること、事業の進展により必要経費が変動すること等を勘案し、各事業年度の予算編成過程において当該事業年度における具体的な係数値を決定。

$\alpha 1,2$: 効率化係数。各独立行政法人について計画的削減を行うこととされている観点から、業務の効率化等を勘案して、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な数値を決定。

3) 受託事業等経費(受託事業実施に伴う間接経費を含む)

毎事業年度の受託事業経費(F)については、以下の数式により決定する。

$$F(y)=F(y-1) \times \omega(\text{係数})$$

F(y): 当該事業年度における受託事業収入の見積り。F(y-1)は直前の事業年度におけるF(y)。

ω : 受託収入政策係数。過去の実績を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

4) 自己収入

毎事業年度の自己収入(B)の見積り額については、以下の数式により決定する。

$$B(y)=B(y-1) \times \lambda(\text{係数}) \times \delta(\text{係数})$$

B(y): 当該事業年度における自己収入の見積り。B(y-1)は直前の事業年度におけるB(y)。

λ : 収入調整係数。過去の実績における自己収入に対する収益の割合を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

δ : 自己収入政策係数。過去の実績等を勘案し、各事業年度の予算編成過程において、当該事業年度における具体的な係数値を決定。

[注記]前提条件

1. 運営費交付金の試算にあたっての係数値

$\alpha 1$: 効率化係数: $\Delta 3.20\%$

$\alpha 2$: 効率化係数: $\Delta 1.03\%$

β : 消費者物価指数: 勘案せず

θ : 人件費効率化係数: 勘案せず

γ : 業務政策係数: $\Delta 14\%$ ※PFI導入分

ω : 受託収入政策係数: 勘案せず

δ : 自己収入政策係数: $\Delta 63.54\%$ ※PFI導入分

σ : 人件費調整係数: 勘案せず

λ : 収入調整係数: 0%